

新型コロナウイルス感染症に伴う地域児童健全育成事業の対応について

新型コロナウイルス感染症に伴う地域児童健全育成事業（子ども会）の対応は、原則として、次のとおりです。ただし、保健所から指示や要請があった場合は、それに従ってください。

（令和4年5月6日現在）

【感染の状況】	【子ども会の利用】	【検査後の対応】	【子ども会】
利用児童又はその家族が濃厚接触者と接触した	→ 利用可能		開設
利用児童の同居家族がPCR検査等を受けることになった	→ 利用停止	同居家族が濃厚接触者に特定された場合 →同居家族の検査結果が陰性で、児童に行動制限がない場合は、検査結果判明後は利用可能 同居家族が濃厚接触者ではない場合 →同居家族の検査結果が陰性だった場合、検査結果判明後は利用可能	開設
利用児童本人がPCR検査等を受けることになった	→ 利用停止	児童が濃厚接触者に特定された場合 →検査結果が陰性だった場合、保健所が指示する自宅待機期間が終了するまで利用停止 児童が濃厚接触者ではない場合 →検査結果が陰性だった場合、検査結果判明後は利用可能	開設
利用児童の感染が判明した	→ 利用停止	→ 感染が判明した日から、保健所等が小学校への登校を認める日まで利用停止	開設 ※保健所から指示がある場合は臨時休業

※ 指導員の対応は利用児童に準じます。

なお、指導員が勤務できず指導員体制が確保できない場合や保健所の指導等により、上記と異なる対応をとることもありますのでご理解願います。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、次の事案が確認された場合は、利用している子ども会まで速やかに連絡くださいますようお願いいたします。

- 1 ご家族や利用児童が新型コロナウイルスに感染した場合
- 2 ご家族や利用児童がPCR検査等を受ける場合